

3 明治期の日本法学の国際的ネットワーク

—穂積陳重・岡松参太郎とヨーゼフ・コーラー—

石 部 雅 亮

1 日本法を国際的文脈のなかでどのように位置づけるかは、日本法学の初発の時からすでに基本的な課題であった。明治初年の文明開化期よりわが国は西欧諸国に対し開かれた姿勢をとってきたが、法学の領域においても、事情は変わらなかった。具体的には、法典を通してであれ、学説を通してであれ、それが西欧法の継受という形態をとったことは、周知の事柄である。それ以来すでに1世紀をはるかに超え、日本法学は、西欧法の呪縛からの解放と独自性の自覚を強めながら、法形成を進めつつある。世界の法のなかでは、グローバリゼーションの急激な進行とともに、アメリカ法化の波が高まり、他方ヨーロッパ連合内部で、大陸法とコモン・ローの接近やヨーロッパ法の統一化のうねりが生じている。また、アジア諸国に対して、わが国を含めて諸国の法整備支援プロジェクトが展開されている。このような法状況のなかで、日本法とその法学は、これまでにない密度の高い、縦横に張りめぐらされた法の国際的関連の網の目のなかに組み込まれているといつてよい。

本稿では、現在における法の国際的連関とその役割を、直接論ずるつもりはない。むしろ日本法学の原点に遡って、法史と比較法の立場から、明治期の法学が、当時における法の国際化をどのように受け止めていたか、を考えてみたい。明治期において西欧法、とくにドイツ法の継受が、日本法学の最大の課題であったことは、周知のところである。しかも、民法理論においてドイツ法がどのように受け容れられたか、という課題に関しては、すでに多数の個別的な研究が発表されている。そこで本稿では、継受のおこなわれた

学問状況、すなわち、ドイツ法学を受け容れるさいのネットワークがどのようなものであったか、どのようにして形成されたかに、目を向けることにしたい。このネットワークを通じておこなわれる人の交流が、どのような情報をもたらし、どのような内容と形態の法学を生み出していったかを、日本法学の大先達ともいべき穂積陳重を中心にして考察することしよう⁽¹⁾。穂積ばかりでなく、その弟子でもある岡松参太郎についても触れるが、その遺稿が早稲田大学に寄贈され、浅古教授らのご尽力によって整理がなされたことは、今後の研究にとって裨益するところ多大であり、よろこばしい限りである。それはまた、岡松自身がどのようなネットワークを作ったかを解明する、貴重な資料でもある。

2 まず穂積の法系論から始めよう。かれの法系論はすでによく知られているが、それに関する著作としては、1881年の法協に発表された「五大法族之説」のほか、1904年にアメリカのセント・ルイスで開催された万国学会会議の講演を後に著書として公刊した、『比較法の研究資料としての日本民法典』がある。そこで、穂積は、「日本民法典は比較法の所産である」という有名なことばを残している。彼によると、日本法は以前にはシナ法族に属していたが、民法典は、ヨーロッパ諸国の法を参考にして編纂されたから、いまや西洋法系に移行したのだと位置づけられている。穂積が提唱する「系統的比較法」というのは、共通の系統または血統を有する一群の法を比較の単位とする方法である。すなわち、文明諸国の法には、それぞれ土着の要素と外来の要素がある。通信手段の発達と異国民間の交通の増大とともに、物的産物のみならず、知的産物の交換が盛んになるが、社会の文明度が高くなればなるほど、土着要素に対する外来要素の割合が大きくなる。これは、外国法の継受または採用に由来する。継受によって二つの法の間に一種の血統関係、先祖と子孫の関係が、いわゆる母法と子法の関係が発生する。このようにして、すべての文明諸国の法は、各々共通の起源のゆえに共通の特色と性質を有する数群に分割され、各群は多数の国の法を含むことになる。異なる群は、それらの画一性と相違を発見し、法の一般原則を樹立するために、相

互に比較しうる。このような比較研究は、特に比較的方法と歴史的方法を結合させる点で利点がある。このように述べて、穂積は、世界の法を、インド法、シナ法、イスラム法、イギリス法、ローマ法、ゲルマン法、スラブ法の七大法族に分類したのである。彼のこのような見解を、野田良之は、法系論の試みとして世界的にみても比較的早いものと評価している。穂積はこの着想に自信を持っていたらしく、『法窓夜話』のなかで、これは自分の独創であるといっている。独創かどうかは異論があるものの⁽²⁾、穂積が、土着の要素と外来の要素に着目して、交通・通信手段が発達し、文物の交流が頻繁になるにつれて、外来の要素が大きくなると述べているところは、注目に値しよう。彼はこれによってわが国の法の西洋化、独・仏法の継受を正当化しようとしたとみられる（脱亜入欧の法学版）が、それと同時に、継受自体は普遍的な現象であること、世界の文明諸国の法といえども不可避であり、そればかりか将来ますます盛んになることを示しており、今日の国際的な法移転現象をすでに先取りした卓見だからである。EU圏で法のヨーロッパ的統一が推進され、大陸法とコモン・ローの接近やスコットランド法のような混合法に関心が強まってきていることを思いあわすと、穂積のこの見解はふたたび新鮮な響きをもって聞こえてくるのである。

3 穂積は、1876年にイギリスに留学し、ロンドン大学とミドル・テンブルに学び、79年にはこの法曹学院を卒業してバリスターの資格をとった。その後直ちには帰国せず、ドイツに留学し、ベルリン大学に学び、1881年になってようやく帰国している。彼の『独逸国へ転国の願書』に挙げられている転学の理由は、要約すると、つぎのようになる。まずドイツの大学の法学教育がイギリスに比べて制度的に格段に整備されていること、イギリスは自国法中心であるが、ドイツでは比較法学が盛んであり、諸国の法を学ぶのに好都合であること、ドイツには私法統一の機運があり、まさに法律改進の秋であること、法を学ぶには、現地でその実情に触れることが重要であることなどである。

穂積は、ドイツ法受容の推進者の一人であるといわれているが、なぜそう

なったのか、当時のドイツとイギリスの法学の関係を背景においてみる必要があるだと考える。彼の留学当時、イギリスでは、いわゆるパンデクテン法学に法学の模範を求め、JurisprudenceをWissenschaftに高めようとする機運があった。ボンに留学し、パンデクテン法学の方法を学んで創りあげたオースティン（John Austin）の分析法学が、19世紀後半になって次第に評価されるようになってきた事情もそこにあるとみられる。すでに1855年、リンドレイ（N. Lindley）の手になる、ティボー『パンデクテン法の体系』総論の翻訳がIntroduction to Study of Jurisprudenceのタイトルで出版され、1867年にはサヴィニーの『現代ローマ法の体系』第1巻の翻訳も公刊された。マークビー（W. Markby）のElements of Law（1871年）は、パンデクテン法学をモデルにした著作で、非常に大きな影響を及ぼした。彼はサヴィニーの熱烈な信奉者であったが、つぎのように述べている。「大学の法学コースでは、法を学問として、少なくとも体系的に配列し、むきだしの権力ではなく、健全な論理的演繹に基づく原理を集めたものとして教えるのでなければならない。大学では、法は、社会の必要性から生じたものとしてばかりでなく、同一の体系のいくつかの部分との、また他の体系との一般的関係において、学習されるのでなければならない」。現在学生が読む書物は、「今は過去のものとなりつつあるイギリス法の研究の時代」に属するものであり、もっぱら「専門技術の習得のために考案された」ものである、と。

法学の方法としてパンデクテン法学の体系的思考を導入するという考えは、穂積が傾倒していたメーン（Henry Main）においてもみられる。彼によると、ローマ法が法思考においてもっとも重要な要素として働くのは、それが「原理から、成文の規則からなる体系」だからである。ローマ法は、イギリス法のようにケースの集積ではなく、「原理に適合せしめられた規則の体系、およびそれらの規則の例証となるケースの体系である」。誤解を避けるため、一言すれば、ユスティニアヌス法典自体、とくにディゲスタは、具体的事件にかかわるローマの法律家の意見を、彼らの書物から抜粋したものであり、コーデックスも一定の問題群に対する皇帝の命令による対応であり、いわばケース・ローのようなものだといえる。けれども、ローマ法の継

受以来、ドイツの法学は、とりわけ自然法学やパンデクテン法学は、このようなローマ法を一般化し、その基本原則に基づいた法の論理的体系を創りあげた。したがって、メーンのいうローマ法は、古代ローマ法ではなく、むしろ一般化、抽象化されたローマ法である。メーンは、「ローマ法は一般法学のリング・フランカになりつつある」といい、イギリスの法律家がローマ法に学んで、その法概念、法原理、その思考方法、論理的体系や内面的連関を身につけるように勧めるのである。

以上のことから、19世紀の後半において、イギリスの大学に法学の学問化という新しい傾向が出現し、それはドイツ法学に対する方法的関心の高まりというかたちをとったことが看取できよう。

法学の改革は、また法学教育の改革と平行している。1846年イギリスの下院に設置された「法学教育に関する特別委員会」(Select Committee on Legal Education)の報告書は、まず法学生のため基本的文献が不足していることを嘆いて、今あるのは判例のダイジェスト集だけである、法学生は、なんの手引きもなく、判例集の大海のなかに飛びこんでいかねばならない、「学生が学習すべき事案に当てはめる基準として役立つ原理の基盤というものが存在しない」と指摘している。さらに、法の学問的ないし哲学的側面の体系的指導が欠けていることを批判し、実務の利害に惑わされずに学問としての法の研究に専念しうる人々、すなわち法学者なるものがないことを慨嘆しているのである。こうして大学の法学教育の改革が提案され、それに応じて、オックスフォード、ケンブリッジ、さらにロンドン大学で、つぎつぎと新しい講座が新設されることになった。

穂積もまた、帰朝後、「万法帰一論」(1885年)や「ローマ法を講ずる必要」(1889年)という論文を発表し、メーンと同じ論調で、イギリスも将来ローマ法族になる、ローマ法は、欧米文明諸国の基礎であるゆえに、わが国でもローマ法を研究する必要があることを強調した。帝国大学創設のとき、それまでローマ法を講じていたテリーやルドルフが去ったため、担当者のいなくなったローマ法の講義を、みずから率先して引き受けていること、講座制採用のさいも、最初からローマ法の講座が設けられ、それに高い格付けが

あたえられたことは、留学時のイギリスですでに育まれたローマ法尊重の考えに基づくものと推測されるのである。

穂積のイギリス留学当時、イギリスは、ドイツからパンデクテン法学の成果を摂取し始めていた。ドイツでもまた、19世紀の後半には、イエーリング (R. Jhering) やヴィンドシャイド (B. Windscheid) にみられるように、ローマ法源の歴史的考察よりも、それにとらわれずに、ローマ法における普遍的・一般的なものを抽出し、そこに理性的法秩序の範型をみようとする傾向が有力になり、その限りで共通の認識がひろがっていた。穂積は、まさにそのような交流のなかを乗り出して、ドイツに転学したのである。

後に、穂積は、「英仏独法学比較論」(1885年)において、それぞれの国の法学の長短を比較吟味している。その比較論でなかで、イギリス法学は「法律の学理を後にして法律の実施適用を先にす。ゆえに英法を学ぶ者は法律の適用に敏捷なり」と評価するが、他方で判例・法令が錯雑して学習がはなはだ困難であると、その短所を挙げている。これに対して、ドイツでは、法学が高度に発達して、「法理学を修むるには最も便なり」とされる。またドイツの諸国は古来離合を重ねてきたから、それぞれに法律・法典が異なり、したがって諸国の法を学んで比較法理を修める材料をうることができる。ドイツ帝国の成立後諸法典の編纂が進み、「方今法制の業最も盛んなるをもって、ドイツ法を学ぶ者は自然法律の外形体裁に明らかにして法制の術に通ずるをうべし」と指摘している(原文の片仮名の部分を平仮名に改めた)。見落としてならないのは、穂積が最後の段落で、ローマ法の学習を強調している点である。すなわち、「欧米各国の法学校においてはローマ法をもって法学の基礎となし、ゆえに英仏独三法のなかいずれを撰ぶにかかわらず、必ずローマ法を講究せざるべからざるなり」といい、イエーリングの『ローマ法の本質』の冒頭の文句を引いて、ローマ法の法統一の理念的な力を称揚しているのである。こうしてみると、英独の学術ネットワークを通して、穂積がとらえたのは、ローマ法・パンデクテン法学、体系的一般的法理論、比較法学のキーワードよりなるドイツ法学のイメージであり、それに導かれてドイツ法学を推奨したとみて間違いのないであろう。

4 穂積とドイツ法学とのネットワークはどのようなものであったか。いま穂積とベルリン大学教授ヨーゼフ・コーラー（1849-1919）を取り上げ、その間にひとつの線を引いてみよう。コーラーは、帝政期のドイツを代表する法律家であり、『ドイツ特許法』でデビューした。民刑事法はもとより、彼が手がけることができない科目はないといわれるほど該博な知識の持ち主であり、「なんでもコーラー」（Aller Kohler）と呼ばれた。その多面的な才能と驚嘆すべき生産力は、彼の子息アルツール・コーラーの作成した父の文献目録に記載されているところの、法学、政治学、哲学、美学、歴史、詩や作曲にわたる、実に2144編の作品に示されている。日本との関係を見ると、まずつぎのようなエピソードが伝えられている。帝国大学法科大学創設時（1886年）、当時ヴェルツブルク大学教授であったコーラーのもとに、日本の法科大学がローマ法とドイツ法の教師を探しているのでその招聘の応ずる気持ちはないか、との打診があった。待遇はとりわけ好条件であったけれども、彼はこの招聘を断っている。この件に穂積がかかわっていたかどうかは明らかでない。ライブツィヒのヴィンドシャイトとヴァッハの2教授に候補の人選が依頼されたのであるから、日本側がコーラーを直接名指しして招こうとしたわけではないと思われる。穂積がベルリン滞在中にコーラーに対し面識を持っていたこともないと考えられる。なぜなら、彼は1888年によくベルリン大学の教授になっているからである。

ところが、1905年にコーラーの子息、アルツールが世界旅行の途次来日した折に、穂積はじめ、旧友・知己が集まり、熱烈な歓迎がおこなわれた。したがって、この時期までに、穂積およびその席に連なった法学者たちは、なんらかのかたちでコーラーとすでに個人的に知り合っていたと考えられる。たしかに穂積の門下生で、のちに京都帝国大学の教授となる井上密、岡松参太郎、高根義人といった若手の法律家が文部省より派遣され、ベルリンに留学していたから、コーラーと師弟の交わりを持ち、彼から学ぶ機会を持ったということは十分考えられる。これら日本の留学生たちがベルリン大学その他で誰から、またどのように法学を学んだか、今後精密に調査することが必

要であろう。また当時ベルリンには、コーラーも有力な会員であった「比較法および国民経済学の国際協会」(1884年創設)という学会があった。この協会は外国人会員を積極的に勧誘し、日本籍の会員も1899年段階で21名に達するほどであった。そのなかには穂積、岡松、高根らの名前も見出される。世界都市に成長しつつあるベルリンに日本人を含めて多数の外国人が集まり、異文化の生き生きとした接触の中から、比較法学も育ちつつあったのである。

日本側からの情報の発信もかなり積極的におこなわれており、けっして一方通行ではなかったとみられる。前述した国際協会の機関紙に、若い法律家たちは、しばしば日本の立法事情の紹介をおこなっている。また、コーラーが穂積に書簡をよせ、1905年に創刊した『国際法および連邦法雑誌』への寄稿を依頼し、これに応えて、穂積、寺尾、山田などなん人が論文を送ったということもある。そして1901年には穂積の『祭祀と法律』の独訳 *Der Einfluss des Ahnenkultes auf das japanische Recht* がベルリンの玉木喜作書店から出版されている。この書店は、雑誌『東亜』も発行し、そのほか日本の商標法や特許法の著書を出版し、日本の法情報をドイツに伝えようとしているのである⁽³⁾。

穂積とコーラーの間のネットワークにおいて共有された情報は、比較法学であった。この当時の比較法学はまた「民族法学」ともよばれる。民族法学とは、ポストを創始者とした一派で、進化論の影響の下、自然科学の方法を法学にも応用し、生物学や社会学を基礎とする帰納的、社会心理的方法により法の経験科学をつくりだそうとした。その見解によると、法の領域においても、自然界と同様に、進化という普遍法則が妥当するというのである。人種や種族、また時代が異なっても、人類が単一性をもつように、法も根本においては同一である。法制度が異なっていようと、それは法の一般的発展の異なった段階にあることを表すものにほかならない。こうして、法学の課題は、比較の方法を用いて、法の一般法則を探求することにあるとされた。

他方、コーラーは、一般法史としての比較法史の構想をも示している。法

の形成過程を、諸民族の生活のなか、生起、繁栄、消滅の相において観察し説明しようとするとともに、法を文化全体、すなわち経済、宗教、社会身分、職業、風土などさまざまな生活条件との関連でとらえなければならないとする。そういう点では、法史は経験科学、社会科学の一部門である。だが、さらに「法史を支配する精神的要素、法発展の進む目的・目標」をも考察の対象とする。法発展のなかに「理念の支配」、「理性的な進歩の衝動」、「世界史を貫く発展の法則」をみようとし、そこにおいて法史は法哲学と結びつくことになる。コーラーが新ヘーゲル学派といわれるのはこの点にある。

穂積が、「法律学ノ一大革命」(1889年)を書いたころ、ポストやコーラーなどの比較法学ないし民族法学の影響を受けたことは明白である。自然科学と法学的方法的同一性、人類学、社会学、民俗学などとの連携、法の進化的法則の解明といった点に彼我の共通性をはっきりとみることができる。

コーラーの比較法学は、またヨーロッパの内外を問わず、文化的民族または自然民族のいかに問わず、比較考察の範囲を著しく拡大したところに、その特徴がある。コーラーは、1896年、帝国外務省の委嘱をうけて、植民地住民にアンケート調査をおこなった。さらに1907年には、植民地の原住民の法を体系的に収集することを帝国議会に請願し、その採択に基づいて設置された委員会の委員長となっている。このような調査がドイツの植民政策とかかわりを持つことは明らかであり、コーラーもそれを率直に認めている。すなわち、「ドイツの植民政策が栄光の躍進を遂げている時、東洋と南洋の法の認識が、かつてオランダ人、イギリス人、フランス人にとってそうであったように、将来ドイツ人にとっても実際的な、有用な必需品となるであろう」という。ドイツ植民地における土着民族の法・慣行調査は、それゆえにこそ帝国議会の支持を得て、国家的プロジェクトとして遂行されたのである。

これと同じころ、岡松参太郎は、台湾総督府から委嘱を受けて旧慣調査をおこなっている⁽⁴⁾。その成果をまとめて、1900年に『台湾旧慣制度調査一斑』として刊行した。その英語版(Provisional report on investigation of law

and customs in the island of Formosa) をコーラーに送ったところ、彼はすぐに「比較法雑誌」第8巻に書評の筆をとった。さらに、岡松の著『台湾番族慣習研究』(1921年)の叙言には、1908年に旧師コーラーを訪ねて懇談したさい、「教授は余に番族慣習の調査を慫慂し、且つその漢俗の調査に比し却って欧州学界に裨益するに大なる」という示唆を受け、岡松は「泰西に之が研究者の出る日我邦にして一人の未だかつてその研究に着手したる者なきにいたりては我学界の恨事これに過ぎるはなく」と発奮して、困難な番族慣習調査に立ち向かったことが記されている。コーラーの場合も、植民地における立法作業の準備作業として旧慣調査をおこなったのであるが、外国、とくにアジアに対する法整備支援が積極的に推進されようとしているとき、現在の比較法学の眼で、もう一度彼らの業績の検討と反省をし、それを踏まえたうえでこの問題に取り組むことが必要であろう。

20世紀への転換期における日独法学の一面について考察を終えるまえに、最初に触れた1904年のセント・ルイスにおける万国学会会議について付言しておきたい。この会議は同地で開かれた万国博覧会の事業の一環としておこなわれた会議である。その主要なテーマは学問の専門分化に対応して、諸学の統合をいかにすべきか、ということであった。最近の大学史研究によると⁽⁵⁾、この会議は、「19世紀の学問研究の総括と20世紀の学問の起点としての歴史的意義をもつばかりでなく、……帝国主義時代の学术交流におけるナショナリズムとインターナショナリズムの交錯という視点からも重要な注目すべき会議」であるとみられている。日本は、日露戦争の戦時下にもかかわらず、西洋諸国以外でただ一国代表団を送り、会議において異彩を放った。この会議では、参加国に敬意を表して、それぞれの国から名誉副会頭が選ばれることになっていたが、日本からは選出されなかった。そこで日本の代表団はこれを国辱として会議をボイコットしようとしたが、当局の単純な連絡ミスであることが判明し、主催者側が誠意ある対応をしたので、予定通り会議に参加することになったという、代表団のナショナリズムによる自己主張を示す一幕があった。

前述のように、穂積は学術講演をおこなったが、会議後の歓迎会の席上

で、彼は、日露戦争の最中のこと日本がロシアと交誼を結ぶ場は、唯一この学術交流のための会議である、学問研究が国際交流と平和の礎になることを希求する、という趣旨のスピーチをおこなった。このスピーチは、また会議の中心人物の一人で、ドイツとアメリカとの学術交流に貢献のあった哲学者ミュンスターベルク（フライブルク大学教授、当時ハーバード大学教授）に深い感銘を与え、彼は、このことを自伝のなかに書き記しているという。

5 万国学会会議の講演から知られるように、穂積は、彼の壮大な比較法の構想のもと日本民法を明確に国際的連関のなかに位置づけようとした。また、他の論考にみられるように、大陸法も英米法も根本においてローマ法に連なり、それゆえに、わが国においてもローマ法の研究が必要であるとの認識を示している。これとの関連で、現在の EU 法の統一を目標におこなわれている議論をみると、そのなかで、ふたたびヨーロッパ統一法のための理念的基礎としてローマ法が取り上げられているのは、興味深い⁽⁶⁾。それによると、ヨーロッパ諸国の法の根底には共通してローマ法があり、とくに18世紀までは、ローマ法がユース・コンムーネ（*ius commune*）としてヨーロッパ諸国を覆って妥当していた。法学はローマ普通法の学問としてヨーロッパを互いに結びつけていた。ヨーロッパ諸国の法および法学が国別にそれぞれ分離し、国家的な法および法学となったのは、この2世紀ばかりの短い期間でしかない、とされる。このような見地から、いままた、現代のヨーロッパ統一法のために、ローマ法ないしローマ法学の理念的な統合喚起力が引き合いに出されるようになった。そして、このユース・コンムーネの伝統、歴史的連続性を明らかにするために、法史学と比較法学を動員しようという戦略が提案されているのである。すでに知られているように、ユース・コンムーネとしてのローマ法という場合、古代ローマ法ではなく、むしろ中世以来ヨーロッパの大学の法学部で教授され、習得された知識と技能、またはヨーロッパの法曹の共有財産となった、法言語と法概念、法準則と原理・原則、制度と体系、思考方法が問題とされているのであり、学識法曹を担い手とするヨーロッパ法の存在形態をさしている。19世紀のパンデクテン法学に代表され

るドイツ法学は、ローマ法より一般的法原理、法概念、論理的法体系を鍛え創りだすことによって、一般法理論として世界に通用するものになり、その結果イギリスや日本にも影響を及ぼした。しかし、いま問題になっているローマ法ないしローマ法学は、これと異なり、かつてパンデクテン法学が批判した「ローマ法の現代的慣用」にみられるような、それぞれの時代と社会に適合して法を形成する能力、柔軟な応用力に優れたものとして評価されているのである。そのさい、新たに脚光を浴びるようになったのは、イギリス法とローマ・オランダ法の混合である南アフリカ法やイギリス法とローマ法の混合であるスコットランド法などの「混合法」である。このような状況の下で、日本法の特色を見ると、やはり混合法としての特色が際立っているといわねばならない。固有の法の地盤に、中国法、ヨーロッパ大陸法、英米法などの継受を通じて、独特の混合法が形成されたのであるが、継受にあたり、外来の法がどのように受容され同化されていったかを、今一度詳細に研究する必要がある。日本法が全体として大陸法圏に属するか、アジア法圏に属するか、という二者択一の議論はあまり意味がない。それよりも、これらの外来の要素と固有の要素がどのように結びついているか、日本社会の現実にどのように適応せしめられたか、個別的な応用力の秘密を明らかにすると同時に、それを外国の法ないし法学と結びつける一般的な理念と一般的な法理論を形成し確立することが、当面の課題となるであろう。このような目的のために、歴史と比較法の方法を開発し、発展させることに努めなければならない。その場合、穂積やコーラーの業績は、今日の目から見ると批判されるべきものを多く含んでいるにせよ、なお貴重な示唆を豊富にあたえてくれるものということができよう。

付記 本稿は、拙稿「穂積陳重と比較法学」、滝沢正編『比較法学の課題と展望 大木雅夫先生古希記念』（信山社、2001年）所収に基づくものであり、内容もほとんど変わらないが、若干の補充がなされている。したがって、引用文献などは、紙幅の制約のため一切上記論文に譲り、そこで落としたものの、またその後知りえたものについて補うことにした。ご了承をお願いし

たい。

- (1) 上記拙論においては、穂積について、穂積重行による評伝『明治一法学者の出發』(岩波書店、1988年)に多くを依拠したが、ほかに『穂積歌子日記』(みすず書房、1989年)がある。なお、松尾敬一「穂積陳重の法理学」神戸法学雑誌17巻3号、1967年はじめ、多数の研究があるが、比較的最近のものとして、星野英一「日本民法の出发点—民法典の起草者たち」『明治・大正の学者たち』(東京大学出版会、1978年)所収、白羽祐三『民法起草者 穂積陳重論』(中央大学出版会、1995年)、堅田剛「穂積陳重の法思想」独協法学37号23頁以下を挙げておこう。
- (2) 中田薫「母法、子法なる熟語に就いて」国家学会雑誌30巻4号、1916年、『法制史論集』第4巻、298頁以下。
- (3) 拙論の発表後、中野貞一郎教授より本文に記した穂積の著書を贈られた。この表紙には穂積自身による献呈のサインがあるが、被献呈者の名前は記されていない。この書物は、岩田平太郎氏(阪大薬学部教授)がベルリンの古書店で購入され、中野教授に贈られたものとのことである。ここに記して感謝の意を表したい。また、この独訳本は、Nobushige Hozumi, Ancestor-Worship and Japanese Law, 1900からの重訳である。
- (4) 中村哲「植民地法」『日本近代法発達史 5』(勁草書房1958年)、200頁以下をも参照。
- (5) 渡辺かよ子、楠元町子、坂東江里子、矢島洋子、柳沢幾美「1904年セントルイス万国学術会議について」大学史研究7号、2001年、53頁以下。
- (6) これはツィンマーマン(Reinhard Zimmermann)などの考えをさしているが、詳しくは拙稿「ヨーロッパ法統一の理念的基礎」OIU ヨーロッパ問題研究会報告書2004年。